

持続化給付金（経産省） Q & A (1)

誰がもらえるのですか？

昨年より売上が半分減少した月があれば、もらえます。2020年1月～12月が対象です。
中小企業・個人事業者・フリーランスの方々です。

返さないといけないのですか？

返す必要はありません。自由に使えるお金です。

いくらもらえますか？

昨年年間売上 - (半分になった月の売上 × 12ヶ月)
上限は 法人 200万、個人 100万です。

どのような申請書類が必要ですか？

個人は、運転免許書・確定申告書控え・減収月の任意の売上集計・銀行通帳
法人は、法人番号・確定申告書控え・減収月の任意の売上集計・銀行通帳
※ 売上集計は手書きでOK。例えば2019年3月売上70万、2020年3月売上20万
だけでも可だと思いますが、日別や得意先別の合計などあれば問題なし。
※ 銀行通帳は給付金振込口座の確認のため表紙のみ、通帳明細は不要。

どのように申請するのでしょうか？

ホームページが見れるパソコンで申請します。

操作は大変ですか？

簡単です。
操作のイメージとして、ネットバンキングに口座を登録するような感じになると思います。
時間は10分ぐらいでしょうか。

いつから申請できますか？

5月1日前後に経産省がサイトを開設すると思います。サイトで申請を行います。

いつ入金されますか？

申請後2週間です。

確定申告をしていて、今年1月より売上が半分以上減少した月があれば、
5月1日に申請し5月20日までに入金されます。

持続化給付金（経産省） Q & A (2)

減収月の事業収入額を示した帳簿等（※法人、個人事業主ともに、様式は問いません。）
サンプルはありますか？

○下記項目でも給付されると思います。

	2019年3月	2020年3月
売上	700,000	200,000

○自分が審査担当者なら、下記内容ならすぐに給付したいと思います。

・現金商売の場合

2019年3月売上

日付	売上
1日	50,000
2日	55,000
31日	33,000
計	700,000

2020年3月売上

日付	売上
1日	3,000
2日	2,000
31日	0
計	200,000

・売掛商売の場合

2019年3月 取引先別月間売上

A商店	300,000
B工務店	150,000
C産業	50,000
D建築	200,000

3月計 700,000

2020年3月 取引先別月間売上

A商店	0
B工務店	100,000
C産業	0
D建築	100,000

3月計 200,000

※審査担当者の方は、短時間に沢山の書類を見なければいけないので、
エクセルかワードで作成したシンプルで見やすい資料がいいと思います。

銀行通帳は取引明細も必要ですか？

必要ありません。給付金振込口座の確認なので、通帳表紙・表紙の裏ページのコピーです。

経産省：持続化給付金お知らせ <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>